



## Tax & Legal Newsletter

2020 年 10 月

※本ニュースレターは、英文ニュースレターの翻訳版です。

日本語訳と原文（英文）に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

### 付加価値税（VAT）の軽減税率の延長

2019 年 9 月 30 日付勅令第 684 号により、2017 年 10 月 1 日から 2020 年 9 月 30 日の間、法定 VAT 率は 10%から 7%（地方税を含む）に引き下げられました。2020 年 9 月 23 日、タイ政府は勅令第 715 号を公表し、7%の VAT 率（地方税を含む）をさらに 1 年間（2020 年 10 月 1 日から 2021 年 9 月 30 日まで）延長しました。

### 関連会社及びパートナーシップに関する財務省令案

2020 年 9 月 1 日、タイ閣議は以下の財務省令案を閣議決定しました。

- － **関連会社及びパートナーシップの収入と経費の調整に関する財務省令案**：この財務省令案では、関連会社及びパートナーシップ間の利益移転とみなされる商業・金融業務の特徴を定め、税務当局が関連会社等の収入と経費を調整する権限を有すると規定しています。
- － **タイ歳入法第 71 条 Ter 第 3 項に基づく法人とパートナーシップの収入額に関する省令案**：この省令案では、各会計期間の収入が 2 億タイバーツ未満の法人及びパートナーシップは移転価格開示フォームを提出する必要がないと規定しています。これは 2019 年 1 月 1 日以降に始まる会計期間に適用されます。

## タイ国内中小企業（SME）の債務再構成の貸倒損失償却基準

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大の影響を受けた SME を支援するため、2020 年 8 月 28 日付省令第 367 号は、特定の非金融機関債権者及び当該省令で規定されている他の債権者は省令第 186 号第 4 条、第 5 条、第 6 条に基づく一般的な規則と基準に従うことなく債務放棄に伴う貸倒損失を経費控除できると定めています。ただし、債務放棄はタイ銀行の定めた金融機関の債務再構成基準に従い、債務再構成の一環として実施されなくてはなりません。この省令は 2020 年 1 月 1 日から 2021 年 12 月 31 日までに行われた債務放棄に適用されます。

## 賃金の追加控除に関する規則と基準

2020 年 7 月 12 日付勅令第 708 号は、法人とパートナーシップは 2020 年 4 月 1 日から 2020 年 7 月 31 日の間、従業員に実際に支払われた賃金に加えてさらに 200%控除できると定めています（合計 300%）。タイ歳入局は 2020 年 8 月 20 日、以下の規則と基準を定めた歳入局長官通達第 382 号を公表しました。

- 賃金は、社会保障法に基づく被保険者で、サービス契約によって雇用されており、毎月受け取る賃金が 1 万 5,000 タイバツ以下の従業員に支払われたものでなくてはなりません。
- 2020 年 4 月、2020 年 5 月、2020 年 6 月、2020 年 7 月末日に社会保障法に基づく被保険者である企業又はパートナーシップの従業員数は、2020 年 3 月末日の当該従業員数を下回ることはできません。ただし、従業員の死亡、障害、定年退職の場合は除きます。
- 追加賃金控除の利用を希望する企業とパートナーシップは、例えば、従業員に支払われた賃金に関する情報を歳入局のウェブサイトなどを介して報告する必要があります。

## ホテル改装の追加控除に関する規則と基準

2020 年 6 月 22 日付勅令第 698 号によると、ホテル関連法に基づきホテル事業を運営している企業とパートナーシップは、事業に関係のある資産の増築、改装、拡張、又は改善に対して実際に支払われた経費の 150%を追加で控除できます（合計 250%）。ただし、資産の現状を維持するための修理は除きます。歳入局は 2020 年 8 月 20 日、関連のある規則と基準を定めた歳入局長官通達第 381 号を公表しました。この中には以下が含まれますがこれに限られません。

- 適格な資産の増築、改装、拡張、又は改善は、ホテル関連法に基づくホテル事業の運営で使用される恒久的な建物で行われなくてはなりません。この中には恒久的に設置されており、建物を破壊、損傷、又はその形状や性質の変更を行わなければ除去できない設備や家具が含まれます。
- 恒久的に設置されている設備又は家具（上述）の適格な増築、改装、拡張、又は改善は、2020 年 1 月 1 日から 2020 年 12 月 31 日の間に締結された合意又は作業指示書に基づいていなくてはなりません。
- ホテル関連法に基づきホテル事業の運営で使用される恒久的な建物の増築、改装、拡張、又は改善の承認は、建築規制法に基づいて要請を行い、2020 年 1 月 1 日から 2020 年 12 月 31 日の間に地方官吏に要請を提出する必要があります。
- 企業又はパートナーシップは、歳入局のウェブサイトを通じて 2021 年 5 月 31 日までにプロジェクト及び投資計画を歳入局に通知する必要があります。さらに、査定担当者による調査に備えて資産の詳細な情報を収集して保持する必要があります。

## 従業員のトレーニングセミナーのために支払われた経費の控除に関する規則と基準

2020年6月22日付勅令第697号により、企業又はパートナーシップはタイ国内でのトレーニングセミナーに関係のあるセミナー室、宿泊室、交通費、その他の経費に関する経費の100%を追加控除できます（合計200%）。歳入局は2020年8月19日、関連のある規則と基準を定めた歳入局長官通達第380号を公表しました。この中には以下が含まれますがこれに限られません。

- セミナー室について支払われた経費には、通常の慣行でセミナー室の使用に伴って生じ、セミナー室サービス提供者が請求する食品・飲料の経費が含まれます。
- トレーニングセミナーは事業経営のために従業員を教育する目的で実施されなくてはなりません。セミナーに関する証拠は、要望があれば歳入局のオフィサーに提示できるよう保持しておく必要があります。
- 経費は、2020年1月1日から2020年12月31日までに企業又はパートナーシップが従業員のために計画し、タイ国内で開かれるトレーニングセミナーに関連したセミナー室、宿泊室、交通、又は他の経費、あるいは観光事業及びツアーガイドに関する法律に基づく観光業者のトレーニングセミナーサービス料金に関して支払われたものでなくてはなりません。

## Contacts

**Anthony Visate Loh**

**International Tax & Legal**

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40112

Email: aloh@deloitte.com

**Mark Kuratana**

**Global Employer Services**

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40125

Email: mkuratana@deloitte.com

**Chairak Trakhulmontri**

**Transfer Pricing**

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40157

Email: ctrakhulmontri@deloitte.com

**Stuart Simons**

**Transfer Pricing**

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40135

Email: ssimons@deloitte.com

**Darika Soponawat**

**Business Tax (Tax Compliance)**

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40115

Email: dsoponawat@deloitte.com

**Thirapa Glinsukon**

**Business Tax (Tax Compliance)**

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40159

Email: tglinsukon@deloitte.com

**Dr. Kancharat Thaidamri**

**Transfer Pricing**

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40118

Email: kthaidamri@deloitte.com

**Nu To Van**

**Indirect Tax (Customs & VAT)**

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40163

Email: ntovan@deloitte.com

**Korneeka Koonachoak**

**Business Tax (Value Chain Alignment)**

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40122

Email: kcoonachoak@deloitte.com

**Wanna Suteerapornchai**

**Business Tax (M&A)**

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40144

Email: wsuteerapornchai@deloitte.com



## Dbriefs

A series of live, on-demand and interactive webcasts focusing on topical tax issues for business executives.

## Power of With

Focus on the power humans have with machines.

## Tax@hand

Latest global and regional tax news, information, and resources.



Deloitte's 175th milestone year is the first anniversary to be acknowledged and celebrated globally.

This uniquely unifying moment offers the opportunity to demonstrate the value of Deloitte's role in the world—past and future. Deloitte has been making an impact that matters for 175 years and will continue to do so for many years to come.

Get in touch



Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited ("DTTL"), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the "Deloitte organization"). DTTL (also referred to as "Deloitte Global") and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see [www.deloitte.com/about](http://www.deloitte.com/about) to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which are separate and independent legal entities, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

### About Deloitte Thailand

In Thailand, services are provided by Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Co., Ltd. and its subsidiaries and affiliates.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited ("DTTL"), its global network of member firms or their related entities (collectively, the "Deloitte organisation") is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication. DTTL and each of its member firms, and their related entities, are legally separate and independent entities.

© 2020 Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Advisory Co., Ltd.